平成２５年（フ）第１５号
千葉市美浜区磯辺５丁目７番４棟101号
債務者　荒木　泰男
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８１号
千葉県市原市藤井１丁目149番地１　エトワール202
債務者　鈴木　光晴
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０９号
千葉県八千代市上高野1244番地　コーポ石井102
債務者　熊澤　隆治
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５８号
千葉県市川市行徳駅前１丁目16番６―203号　サクシード行徳
債務者　小川　　敦
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２３号
名古屋市港区港陽３丁目12番５号　港陽ハイツ304号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　新宮坂荘
債務者　中村　大司
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６号
高知県土佐市高岡町甲962番地の３
債務者　廣瀬惠美子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４７号
高知県土佐市高岡町甲962番地の３
債務者　廣瀬　宗子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７０号
高知市長浜3924番地２　市住13号・川島方
債務者　川島　孝信
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８５号
高知市桟橋通４丁目１番13号　リバープール桟四302
債務者　武島　洋志
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７０号
大分市大字寒田658番地の８　県営１Ａ３―50
債務者　平山　建生
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６８号
東京都青梅市二俣尾２丁目721番地の２
債務者　細島　　晋
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６９号
東京都青梅市二俣尾２丁目721番地の２
債務者　細島冨士子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２６２号
東京都町田市木曽東２丁目７番２―301号
債務者　田村　有香
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４２号
川崎市中原区下小田中２丁目33番１―305号　アルファコート武蔵中原Ⅱ上迫方
債務者　愛甲　親雄
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７４号
横浜市泉区下和泉５丁目10番12号
債務者　井上真衣子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１４号
横浜市南区浦舟町１丁目１番地15　開盛堂ビル201
債務者　小関久美子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１７号
横浜市緑区中山町329番地１　中山駅前ハイツ４―102号
債務者　横井　　亨
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部